

【新】若狭町オフィス誘致促進事業補助金



若狭町では、町内にオフィスを設置する県外事業者の方に対して、オフィスを設置する際の費用の一部を助成します。

■補助対象者

町内に新たに事業所を設置する県外事業者

■対象業種

オフィス（IT関連事業、デザイン、設計等事務系事業）

■要件

- ① 操業開始から1年以内に3名以上（U・ターン者のみの場合、1名以上）を雇用すること。
- ② 5年以上、事業を継続すること。

■補助対象経費等

補助対象経費	補助率	補助限度額
① 土地建物の取得・改修	25%	1,500万円/3年間 (Uターン1名以上 750万円/3年間)
② 土地建物の賃借	25%	
③ 事務機器等の取得	25%	
④ 事務機器等のリース	25%	
⑤ 通信回線使用料	100%	
⑥ U・Iターン新規雇用	30万円/人	9人/1企業
⑦ U・Iターン子育て世帯雇用	50万円/世帯	450万円
⑧ U・Iターン住居賃借料	50%	180万円/1年

【補助総額】 雇用者3名以上の場合 2,400万円
雇用者U・Iターン者1名以上の場合 1,650万円

